

表4-8-1 非常用の照明装置の設置義務

設置義務のある建築物	設置義務のある部分	対象建築物のうち 設置義務免除の 建築物または部分	備考：消防法による設置義務	
			避難口誘導灯及び通路誘導灯	客席 誘導灯
1. 特殊建築物 (法別表第1、令115の3) (一) 劇場、映画館、演芸場、観 覧場、公会堂、集会場等 (二) 病院、診療所（患者の収容 施設があるものに限る）ホテ ル、旅館、下宿、共同住宅、 寄宿舎、児童福祉施設等 (三) 学校、体育館、博物館、美 術館、図書館、ボーリング 場、スキー場、スケート場、 水泳場又はスポーツの練習場 (四) 百貨店、マーケット、展示 場、キャバレー、カフェー、 ナイトクラブ、バー、ダンス ホール、遊技場、公衆浴場、 待合、料理店、飲食店又は物 販販売業を営む店舗（床面積 10㎡以内のものを除く）	① 居室 ② 令第116条の2第1項第一号に 該当する窓その他の開口部を有し ない居室（無窓の居室、採光上有 効な開口面積＜1/20・床面積） ③ ①及び②の居室から、地上へ通 じる避難経路となる廊下、階段そ の他の通路 ④ ①②又は③に類する部分、たと えば廊下に接するロビー、通り抜 け避難に用いられる場所、その他 通常照明設備が必要とされる部分	① 長屋・共同住宅の住戸 ② イ. 病院の病室 ロ. 下宿の宿泊室 ハ. 寄宿舎の寝室 ニ. これらの類似室 ③ 学校等（学校（幼保連携型 認定こども園を除く。）、体育 館、ボーリング場、スキー 場、スケート場、水泳場また はスポーツの練習場をいう、 令第126条の2） ④ 採光上有効に直接外気に解 放された通路や屋外階段等 ⑤ 平成30国交告第516号によ る居室 ⑥ 平12建告第1411号による 居室等 ⑦ その他設置免除（※）	(一) 劇場、映画館、演芸場、観覧 場、公会堂、集会場	同左
			(二) 病院、診療所、旅館、ホテ ル、宿泊所 【(二') 寄宿舎、下宿、共同住宅】	
			(二") 助産所、有料老人ホーム、 救護施設、更生施設、児童福祉 施設、障害者支援施設等	
			【(三) 図書館、美術館、小学校、 中学校、中等教育学校、高等学 校、大学、各種学校】	
			(三') 幼稚園、特別支援学校	
			(四) 百貨店、マーケット、キャバ レー、カフェー、ナイトクラブ、 その他類似用途、遊技場、ダンス ホール、公衆浴場、待合、料理店 その他類似用途、飲食店 【(五) その他の全ての事業所】	
2. [階数≧3] で、[延べ面積＞ 500㎡] の建築物	同上	上記①②③④⑤⑥⑦に加え、 一戸建住宅	注：上欄のうち、[] 内に示し たものは、地階、無窓階、11階 以上の部分に設置義務がある。そ の他は、建築物全体に設置義務が ある。	
3. [延べ面積＞1000㎡] の建築物	同上	同上		
4. 無窓の居室を有する建築物	① 令第116条の2第1項第一号に 該当する窓その他の開口部を有し ない居室（無窓の居室、採光上有 効な開口面積＜1/20・床面積） ② ①の居室から、地上へ通じる避 難経路となる廊下、階段その他の 通路 ③ ①又は②に類する部分、たと えば廊下に接するロビー通り抜け避 難に用いられる場所、その他通 常、照明設備が必要とされる部分	上記の①②③④⑤		

(※) ・ホテル、旅館などでふすまなど随時開放することができるもので仕切られた2部屋は1部屋と見なしてよく、必ずしも両方の部屋に非常用照明を設置する必要はない。ただし、ふすまなどを開放した状態で、法定照度を満たさなければならない。

・地下駐車場の駐車スペースは居室に該当しない。また、車路は通常人が出入りしないので必ずしも法的には設置しなくてもよいが、避難に使われることもあるので、設置するのが望ましい。